

# I P 通信網サービス契約約款 (OCN) (共通編) 【現改比較表】 2024年5月1日現在

～2024年4月30日

2024年5月1日～

目次 (略)

第1章～第8章 (略)

第9章 通信

(通信利用の制限等)

第28条

1～6 (略)

7 当社は、当社又は I P 通信網契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃 (情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信 (当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含みます。)) により行われるものを行います。以下同じとします。) の送信先となった場合に、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処を求めるために、I P 通信網契約者から個別かつ明確に同意を得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において検知した通信 (送信元 I P アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ) を当該電気通信事業者に提供することを電気通信事業法に定める認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会 (以下この条において「認定協会」といいます。) に委託することがあります。

目次 (略)

第1章～第8章 (略)

第9章 通信

(通信利用の制限等)

第28条

1～6 (略)

7 削除

～2024年4月30日	2024年5月1日～
<p>8 <a href="#">当社又は I P 通信網契約者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合に、認定協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、 I P 通信網契約者から個別かつ明確に同意を得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において通信（送信元 I P アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を検知し、これを認定協会に提供することがあります。</a></p> <p>9～10 （略）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>第10章～第12章 （略）</p> <p>第13章</p> <p>第46条～第52条 （略）</p> <p>（サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知）</p> <p>第53条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、<a href="#">同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知等に基づき</a>、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により<a href="#">当社の電気通信役務</a>の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する I P 通信網契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p>	<p>8 <a href="#">削除</a></p> <p>9～10 （略）</p> <p>第 29 条 （略）</p> <p>第 10 章～第 12 章 （略）</p> <p>第13章</p> <p>第 46 条～第 52 条 （略）</p> <p>（サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知）</p> <p>第 53 条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法 <a href="#">（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」といいます。）</a>に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構 <a href="#">（以下「機構」といいます。）</a> が行う特定アクセス行為 <a href="#">（NICT 法に規定するものをいいます。以下同じとします。）</a>に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、<a href="#">機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下本条において同じとします。）のおそれへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により I P 通信網サービスの提供に支障が生ずるおそれがあるときは</a>、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する I P 通信網契約者を確認し、<a href="#">当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。</a></p>

～2024年4月30日

2024年5月1日～

2 前項の規定によるほか、当社は、NICT 法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により IP 通信網サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する IP 通信網契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。

附 則（令和6年4月16日 O C N 第 000362 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和6年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則別表

1 料金額

1-1 (略)

1-2 定額利用料

(1) タイプ2のもの

附則別表

1 料金額

1-1 (略)

1-2 定額利用料

(1) タイプ2のもの

～2024年4月30日

2024年5月1日～

ア コース1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額
定額利用料	1,950円 (2,145円)

備考

1～2 (略)

3 当社は、タイプ2のプラン1-2（次表に掲げる旧プランからの移行プランをいいます。）から移行してきた第2種契約に限り、次に掲げる金額を減額して適用します。

(1) 第1種ドットフォン契約を締結しているとき

830円 (913円)

(2) 第1種ドットフォン契約を締結していないとき

次の表の左欄の減額適用を受けていた者は、同表の右欄の減額を適用する。

区分	減額
(略)	(略)

ア コース1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額
定額利用料	1,950円 (2,145円)

備考

1～2 (略)

3 当社は、タイプ2のプラン1-2（次表に掲げる旧プランからの移行プランをいいます。）から移行してきた第2種契約に限り、次に掲げる金額を減額して適用します。

(1) 第1種ドットフォン契約 ([旧OCN IPフォン for とんとんみ～利用規約](#)、[旧OCN IPフォン for MEGAX\(九州、中九州、南九州\)利用規約](#)、[旧OCN IPフォン for ヴィパレットサービス利用規約](#)、[旧OCN IPフォン for QUOLIA 利用規約](#)により締結していた契約から移行したものに限り) を締結しているとき

830円 (913円)

(2) 第1種ドットフォン契約 ([旧OCN IPフォン for とんとんみ～利用規約](#)、[旧OCN IPフォン for MEGAX\(九州、中九州、南九州\)利用規約](#)、[旧OCN IPフォン for ヴィパレットサービス利用規約](#)、[旧OCN IPフォン for QUOLIA 利用規約](#)により締結していた契約から移行したものに限り) を締結していないとき

次の表の左欄の減額適用を受けていた者は、同表の右欄の減額を適用する。

区分	減額
(略)	(略)

～2024年4月30日

2024年5月1日～

(2) タイプ3のもの

ア コース1のもの

(ア) メニュー1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額
プラン2	950円 (1,045円)
(略)	(略)

備考

1 (略)

2 当社は、プラン2について、タイプ3のコース1のプラン6 (旧OCN for QUOLIA Bフレッツプラン マンションタイプ又はOCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン マンションタイプ) からの移行したものに限り、) であって第1種ドットフォンの契約がない第2種契約に限りこの表に定める金額から217円 (238.7円) を減額して適用します。

3～13 (略)

(イ) メニュー2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

(2) タイプ3のもの

ア コース1のもの

(ア) メニュー1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額
プラン2	950円 (1,045円)
(略)	(略)

備考

1 (略)

2 当社は、プラン2について、タイプ3のコース1のプラン6 (旧 OCN for QUOLIA B フレッツプラン マンションタイプ又は OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン マンションタイプ) からの移行したものに限り、) であって第1種ドットフォン [\(旧 OCN IP フォン for QUOLIA 利用規約により締結していた契約から移行したものに限り、\)](#) の契約がない第2種契約に限りこの表に定める金額から 217円 (238.7円) を減額して適用します。

3～13 (略)

(イ) メニュー2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

～2024年4月30日		2024年5月1日～	
区分	料金額	区分	料金額
プラン1	1,980円 (2,178円)	プラン1	1,980円 (2,178円)
プラン2	1,240円 (1,364円)	プラン2	1,240円 (1,364円)
備考		備考	
<p>1～2 (略)</p> <p>3 当社は、プラン1について、タイプ3のコース1のプラン1-3 (旧OCN for とんとんみ～ とんとんみ～Bファミリー、旧OCN for ヴィパレット ファミリー100セキュア、<a href="#">旧OCN for ヴィパレット ファミリー100セキュア</a>、旧OCN for ヴィパレット ファミリー100セキュアプラス、旧OCN for ヴィパレット ファミリー又は旧OCN for ヴィパレット Bフレッツアクセス (ファミリータイプ) からの移行プランをいいます。) から移行してきた第2種契約に限りこの表に定める金額から780円 (858円) を減額して適用します。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当社は、プラン1について、タイプ3のコース1のプラン6 (旧OCN for MEGAX フレッツプランB、旧OCN for QUOLIA Bフレッツプラン ファミリー100タイプ、旧OCN for QUOLIA Bフレッツプラン IP電話セット ファミリー100タイプ、旧OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン ファミリータイプ、旧OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン IP電話セット ファミリータイプから移行したものに限り、) から移行してきた第2種契約に限り次に掲げる金額を減額して適用します。</p>		<p>1～2 (略)</p> <p>3 当社は、プラン1について、タイプ3のコース1のプラン1-3 (旧 OCN for とんとんみ～ とんとんみ～B ファミリー、旧 OCN for ヴィパレット ファミリー100セキュア、旧 OCN for ヴィパレット ファミリー100セキュアプラス、旧 OCN for ヴィパレット ファミリー又は旧 OCN for ヴィパレット B フレッツアクセス (ファミリータイプ) からの移行プランをいいます。) から移行してきた第2種契約に限りこの表に定める金額から 780 円 (858 円) を減額して適用します。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当社は、プラン1について、タイプ3のコース1のプラン6 (旧 OCN for MEGAX フレッツプラン B、旧 OCN for QUOLIA B フレッツプラン ファミリー100 タイプ、旧 OCN for QUOLIA B フレッツプラン IP 電話セット ファミリー100 タイプ、旧 OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン ファミリータイプ、旧 OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン IP 電話セット ファミリータイプから移行したものに限り、) から移行してきた第2種契約に限り次に掲げる金額を減額して適用します。</p>	

～2024年4月30日

2024年5月1日～

(1) 第1種ドットフォン契約を締結しているとき

599円 (658.9円)

(2) 第1種ドットフォン契約を締結していないとき

880円 (968円)

6 (略)

7 当社は、プラン1について、タイプ3のコース1のプラン6 (旧OCN for QUOLIA Bフレットプラン マンションタイプ又はOCN for QUOLIA フレット光プレミアムプラン マンションタイプから移行したものに限り) であって第1種ドットフォンの契約がある第2種契約に限りこの表に定める金額から599円 (658.9円) を減額して適用します。

8～9 (略)

(3) (略)

1-3 (略)

(1) 第1種ドットフォン契約 ([旧OCN IPフォン for とんとんみ～利用規約](#)、[旧OCN IPフォン for MEGAX\(九州、中九州、南九州\)利用規約](#)、[旧OCN IPフォン for ヴィパレットサービス利用規約](#)、[旧OCN IPフォン for QUOLIA 利用規約](#)により締結していた契約から移行したものに限り) を締結しているとき

599円 (658.9円)

(2) 第1種ドットフォン契約 ([旧OCN IPフォン for とんとんみ～利用規約](#)、[旧OCN IPフォン for MEGAX\(九州、中九州、南九州\)利用規約](#)、[旧OCN IPフォン for ヴィパレットサービス利用規約](#)、[旧OCN IPフォン for QUOLIA 利用規約](#)により締結していた契約から移行したものに限り) を締結していないとき

880円 (968円)

6 (略)

7 当社は、プラン1について、タイプ3のコース1のプラン6 (旧 OCN for QUOLIA B フレットプラン マンションタイプ又は OCN for QUOLIA フレット光プレミアムプラン マンションタイプから移行したものに限り) であって第1種ドットフォン ([旧 OCN IP フォン for QUOLIA 利用規約](#)により締結していた契約から移行したものに限り) の契約がある第2種契約に限りこの表に定める金額から 599円 (658.9円) を減額して適用します。

8～9 (略)

(3) (略)

1-3 (略)